

豊前市工場用地情報バンク実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、豊前市工場用地情報バンク（以下「情報バンク」という。）を設置して、工場等の立地に適する用地の情報を収集及び保管し、立地を希望する企業等に対してその情報を提供することにより企業立地の促進を図り、もって本市経済の発展と雇用の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 営利を目的とし、継続的に物の製造、加工又は貨物運送の事業の用に供する施設及び当該事業のための試験研究用に供する施設並びに商業等の用に供する施設その他本市の振興及び発展に大きく寄与すると認められる施設をいう。
- (2) 工場用地 市内において、工場等の立地に適する用地で概ね2,000平方メートル以上の土地をいう。
- (3) 供給者 工場用地の所有者であって、当該用地を他の者に譲渡又は賃貸しようとする者をいう。

(登録)

第3条 供給者は、工場用地に関する情報を情報バンクに登録しようとするときは、工場用地情報バンク登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 供給者以外の者が前項の規定による登録の申込みを行うときは、前項の申請書に加えて工場用地情報バンク登録申請委任状（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により提出された申請書の内容について調査確認を行い、次の各号に掲げる要件すべてに該当すると認めるとときは情報バンクに登録するものとする。
 - (1) 情報バンクの趣旨を理解した上、工場等の用に供する用地として活用し、地域の活性化に寄与できる者
 - (2) 工場用地の転売及び転貸を目的としない者
 - (3) 公序良俗に反さず活動を行う者
 - (4) 政治性及び宗教性のある事業を行う団体ではない者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。
- 4 市長は、登録の可否について、工場用地登録可否決定通知書（様式第3号）により、その旨を供給者に通知するものとする。

(情報の公開)

第4条 市長は、前条第3項の規定により登録された情報（以下「登録情報」という。）のうち供給に関する情報については、閲覧又は市ホームページへの登載等の方法により、公開することができる。ただし、供給者が公開を同意しない場合は、この限りではない。

(交渉等)

第5条 情報バンクに登録された用地への立地希望者は、自らの責任において当該工場用地についての交渉を行うものとする。

2 市長は、情報提供を行うのみであり、前項の交渉及び当該交渉に係る契約等について直接これに関与しないものとし、物件の確認及び契約等において生じた問題や損害等について一切の責任を負わないものとする。

(登録の期間)

第6条 登録の期間は、第3条第3項の規定による登録があった日から2年とする。ただし、登録の継続を妨げないものとする。

(登録の継続)

第7条 供給者は、引き続き情報バンクへの登録を継続しようとするときは、登録期間の満了日までに工場用地登録継続申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(登録の変更)

第8条 供給者は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに工場用地登録内容変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録内容を変更するものとする。

(登録の抹消)

第9条 供給者は、登録情報を抹消しようとするときは、速やかに工場用地登録抹消申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき又は当該登録内容が適切でないと判断したときは、登録情報を抹消するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

工場用地情報バンク登録申請書

年 月 日

豊前市長 様

申請者（個人の場合は住所、氏名）

住 所

会社名

代表者

印

連絡先

下記の物件を工場用地として登録したいので、豊前市工場用地情報バンク設置要綱第3条第1項の規定により申請します。

土地所在地	豊前市	
敷地面積	m ² (坪)	
建物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (工場・倉庫・事務所 _____ 棟, 建築面積 m ²)	
用途地域等		
建ぺい率等		
希望価格	売却	円 (円/m ²)
	賃貸 (月額)	円 (円/m ²)
情報公開	市ホームページ等で情報を公開することに <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	
連絡先	会社名 :	担当者 :
	TEL :	FAX :
設置要綱第3条第3項に規定する項目	<input type="checkbox"/> 豊前市工場用地情報バンクの主旨を理解した上、工場等の用に供する用地として活用し、地域の活性化に寄与できる者 <input type="checkbox"/> 工場用地の転売及び転貸を目的としない者 <input type="checkbox"/> 公序良俗に反さず活動を行う者 <input type="checkbox"/> 政治性及び宗教性のある事業を行う団体ではない者 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと	
特記事項		

注1. 該当する項目に□を記入してください。

注2. 宅地建物取引業者に仲介を依頼している場合は、連絡先に記載してください。

注3. 説明すべき重要事項等がある場合は、特記事項に記載してください。

注4. 参考資料として、位置図、敷地図面、建物図面、写真等を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

豊前市長 様

申請者（個人の場合は住所、氏名）

住 所

会社名

代表者

印

連絡先

工場用地情報バンク登録申請委任状

私は、次の者を代理人と定め、豊前市工場用地情報バンクへ登録申込みすることを委任したので、豊前市工場用地情報バンク設置要綱第3条第2項の規定により届け出ます。

代理人

住 所

電話番号

事業所名

氏 名

㊞

※この委任状は工場用地情報バンク設置要綱第3条第1項に基づく工場用地供給登録申請書と一緒に提出してください。

様式第3号（第3条関係）

工場用地登録可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊前市長 団

年 月 日付で申請があった工場用地の登録について、下記のとおり決定したので、豊前市工場用地情報バンク実施要綱第3条第4項の規定により通知します。

登録の可否	可・否
登録番号	
登録年月日	
登録所在地	
登録用地の面積	
登録の期間	
登録不可の場合の理由	

注1. 登録内容に変更が生じたときは、速やかに工場用地登録内容変更申請書（様式第5号）を提出してください。

注2. 登録地が工場用地でなくなった場合や登録を抹消したいときは、工場用地登録抹消申請書（様式第6号）を提出してください。

注3. 登録を継続したいときは、登録期間満了日までに工場用地登録継続申請書（様式第4号）を提出してください。

様式第4号（第7条関係）

工場用地登録継続申請書

第 号
年 月 日

豊前市長 様

申請者（個人の場合は住所、氏名）

住 所

会社名

代表者

印

連絡先

年 月 日付で登録された工場用地の登録を継続したいので、豊前市工場用地情報バンク実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

登 録 番 号	
所 在 地	
敷 地 面 積	
備 考	

注1. 登録期間の満了時までに提出してください。

注2. 登録内容に変更があるときは、備考欄に変更があった事項を記載してください。

様式第5号（第8条関係）

工場用地登録内容変更申請書

第 号
年 月 日

豊前市長 様

申請者（個人の場合は住所、氏名）

住 所

会社名

代表者

印

連絡先

年 月 日付で登録された工場用地の登録を変更したいので、豊前市工場用地情報バンク実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

登録番号	
登録年月日	
変更事項	

注1. 変更が生じた項目のみ、変更事項欄に記載してください。

様式第6号（第9条関係）

工場用地登録抹消申請書

第 号
年 月 日

豊前市長 様

申請者（個人の場合は住所、氏名）

住 所

会社名

代表者

印

連絡先

年 月 日付で登録された工場用地の登録を抹消したいので、豊前市工場用地情報バンク実施要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

登録番号	
所在地	
抹消の事由	

注1. 登録を抹消する主な理由を記載してください。